

# 消費者被害

## ■悪質商法にご用心

高齢者は自宅に訪ねることが多く、訪問販売や電話勧誘販売による被害が多いのも特徴です。

悪質商法のワナに直面したとき、「あやしいかも」「危険だな」と気づくための、予備知識を持つことが大切です。



## 悪質商法に引っかからないための心得

- うまい話は、まず疑う
- 断るときははっきりと
- 一人で決めず相談を
- 署名やハンコはすくしない、押さない
- 日頃から手口や対策を知ろう

## ■例えばこんな時、すぐ相談しよう

- しつこく勧誘され、断り切れずに買ってしまった
- 身に覚えのない請求書が送られてきた
- 支払いに不安があるのに、クレジット契約をさせられた
- よくわからないまま、不要品を購入してしまった
- 注文していない商品が勝手に送られてきた
- おかしい？だまされた？買わされた！など困ったとき

## 地域包括支援センターからのお知らせ

# 高齢になっても安心して暮らす

地域包括支援センターは、介護、健康、福祉、権利を守る（権利擁護）など、高齢者の暮らしにかかわる相談窓口となっています。高齢者の権利を守る、高齢者の「虐待」「消費者被害」「成年後見制度」について説明いたします。



# 高齢者虐待

高齢者虐待とは、65歳以上の高齢者に対して次のような行為をいいます。

- **身体的虐待**：なぐる、つねる、ける、無理やり食事を口に入れるなど
- **心理的虐待**：怒鳴る、ののしる、無視して口をきかないなど
- **性的虐待**：排泄の失敗に対して罰として、下半身を裸にして放置するなど
- **経済的虐待**：必要なお金を渡さない、使わせないなど
- **介護・世話の放棄・放任**：食事や入浴・排泄などの世話をしない。水分や食事を与えられないことで脱水や栄養失調状態にあるなど

## ■早期発見：

身近で虐待を疑うようなことに気づいたら、まず、相談・通報しましょう。皆さんの「気づき」が早期発見、早期対応につながります。相談・通報者の情報は一切漏らしません。

## ■抱え込まず：

介護は長期にわたることも多く、心身ともに負担となっている場合があります。介護保険サービスなどを利用し、負担を軽減する方法もあります。

## ■地域で：

虐待が起きる背景には、今までの人間関係、介護ストレスなどさまざまな理由があります。地域の人のあたたかい「見守り」や「声かけ」が高齢者や介護者の支えになります。

# 成年後見

ご存知ですか  
「成年後見制度」

認知症などで、判断能力が十分でない方の日常生活を尊重しながら支援する制度です。

本人に代わって介護サービスの契約や入院手続をしたり、不動産の管理、処分、現金や預金通帳の財産管理などを行います。

こんな時「成年後見制度」の利用を考えてみましょう！

- 悪質商法にだまされた。だまされそうになった
- お金の管理ができなくなった
- 医療や介護サービスの手続きができなくなった
- 母が認知症になり、財産管理ができなくなった
- 認知症の父が入院したので、入院費を支払うため、本人の代わりに金融機関に行ってお金をおろしたい

## 成年後見制度利用までの流れ

- ① 家庭裁判所へ申立て  
申立ての手続きができるのは、本人、配偶者、4親等内の親族
- ② 家庭裁判所で審判手続き  
家庭裁判所が、本人や申立人などに聞き取りを行います。
- ③ 家庭裁判所で審判  
後見人などの選任
- ④ 支援の開始



## 皆さんの生活をサポートします

高齢者の「消費者被害」「虐待」「成年後見制度」の相談窓口は、地域包括支援センターです。

### 地域包括支援センター

- せたな町健康センター ☎ 84 - 5699
- 瀬棚総合支所 ☎ 87 - 3311
- 大成総合支所 ☎ 4 - 5511

## 無 料

### ■ 高齢者のための 成年後見制度研修会 ■

- 日 時 3月12日(月) 13:30~15:30
- 場 所 せたな町健康センター(北檜山区)
- 内 容 「いざという時のために知って 安心 成年後見制度」  
~判断能力が低下しても、人権・財産を守ろう~
- 講 師 函館市地域包括支援センター こん 社会福祉士 長谷山 哲平 氏
- 申し込み 3月7日(水)までに、各区地域包括支援センターへ

関心のある方は、  
どなたでも参加  
できます！